

岸和田市貝塚市清掃施設組合附属機関条例

平成 29 年 10 月 31 日

条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、岸和田市貝塚市清掃施設組合（以下「組合」という。）の執行機関が設置する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本組合の執行機関に、別表に掲げる附属機関を設置する。

2 管理者その他の執行機関は、附属機関における調停、審査、審議又は調査のために必要があると認めるときは、当該附属機関に分科会、部会その他これらに類する組織を設け、又は専門委員若しくは臨時委員を置くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第 3 条 附属機関の委員の報酬及び費用弁償は、別に条例で定める。

(その他)

第 4 条 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 11 月 15 日条例第 4 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 29 日条例第 2 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

1 管理者の附属機関

名 称	担 任 事 務	委員の定数又は上限の数
岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報保護審査会	岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 1 号）第 4 条及び第 5 条に規定する審査、並びに同条例第 6 条に規定する調査に関する事務	6 人以内
岸和田市貝塚市清掃施設組合情報公開審査会	岸和田市貝塚市清掃施設組合情報公開条例（平成 29 年条例第 号）の規定による審査請求があった場合における諮問に応じてする審査その他情報公開に関する事項についての調査審議に関する事務	6 人以内

岸和田市貝塚市清掃施設組合行政不服審査会	行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 43 条の規定による諮問に応じてする審査に関する事務	3 人
公務災害補償等認定委員会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和 42 年条例第 9 号）による非常勤の職員の公務災害補償についての調査審議に関する事務	5 人
公務災害補償等審査会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和 42 年条例第 9 号）に基づく審査請求についての調査審議に関する事務	3 人
岸和田市貝塚市清掃施設組合指定管理者審査委員会	指定管理者の候補者の選定その他指定管理者に関する事項についての調査審議に関する事務	6 人以内

備考 委員の定数又は上限の数には、専門委員及び臨時委員を含まない。